

「医療訴訟と要件事実・講演会」を開催しました。

平成 30 年 12 月 1 日（土）創価大学において、法科大学院要件事実教育研究所主催による「医療訴訟と要件事実・講演会」が開催されました。

本研究会では、山口斉昭教授、米村滋人教授、岩崎慎判事を講師としてお迎えし、医療訴訟における諸問題について要件事実論的視点から講演が行われました。また、コメンテーターとして、伊藤眞教授、高橋譲所長からコメントがなされ、それらを踏まえて質疑応答も行われました。

開会の挨拶 加賀譲治 創価大学法科大学院研究科長

本日の進行予定説明 伊藤滋夫 法科大学院要件事実教育研究所顧問

講演 1 山口斉昭 早稲田大学法学学術院教授

「要件事実論的視点から見た医療水準論」

講演 2 米村滋人 東京大学大学院法学政治学研究科教授

「医療過誤訴訟における権利法益侵害・損害の要件事実」

講演 3 岩崎慎 東京地方裁判所判事

「転医義務の要件事実的考察」

コメント 1 伊藤眞 創価大学法科大学院客員教授・東京大学名誉教授

コメント 2 高橋譲 千葉家庭裁判所長

質疑応答

閉会の挨拶 島田新一郎 法科大学院要件事実教育研究所長

総合司会 伊藤 滋夫

なお、この講演会の内容は、2019 年 3 月日本評論社より公刊されます。